平成30年度第9回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成30年12月	26 (水)		
召集場所	神石高原町三和協働支援センター2階会議室			
開会時間	午後1時30分	閉会時間	午後2時13分	
			2番	小川 玲子
			4番	小坂 貢
	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
出席農業委員	9番	圓道 タミ子	10番	立原 孝生
	11番	大垰 益旨	12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
	7番	横儀 秋弘		
	11番	江草 栄治		
	13番	中岡・拓馬		
欠席した農業委員	1番	美田 雅彦	3番	向靖弘
議事録署名委員	13番	伊勢村 正治	2番	小川 玲子
出席した職員	事務局長	井上 小百合	事務局	山村 博樹
	事務局	平田 賢礼		
	臨時職員	守多 三郎	臨時職員	渡邉 由加利

日程及び提出議案の題目		
1. 開 会		
2. 会長挨拶		
3. 欠席者報告		
4. 議事録署名委員選任		
5. 議 事		
議案第1号	農用地利用集積計画について	
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	
報告第1号	認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置について	
報告第2号	農地改良届出について	
報告第3号	農地法第3条の規定による許可処分の取消について	
6. その他		
7. 閉 会		

東務局長 ただいまから平成30年度第9回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
す。まず始めに会長より挨拶を頂きます。 会長挨拶
ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが1番の美田委員の欠席が確認できてないのですが、3番向委員の1名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
事務局長 の欠席が確認できてないのですが、3番向委員の1名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。 それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。13番伊勢村正委員、2番小川両委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画について」を
事務局長 業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
事務局長 出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。 それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。13番伊勢村正委員、2番小川両委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画について」を
出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。 それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。13番伊勢村正委員、2番小川両委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画について」を
条の規定により会長にお願いします。 それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。13番伊勢村正委員、2番小川両委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画について」を
議長 それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。13番伊勢村正委員、2番小川両委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画について」を
議長 ます。13番伊勢村正委員、2番小川両委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画について」を
ます。13番伊勢村正委員、2番小川両委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画について」を
第1号議案 - 議 - 長 -
^{第「豆餓米} 一磯 「艾 詳語とします。説明たお師しします
一直就としてある。武功との限いしよる。
(事務局説明)
議長のかどうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
無いようでございますので採決に移らせて頂きます。
議案第1号「農用地利用集積計画について」異議なき旨回答することに賛
議長成の農業委員の方の挙手をお願いします。
(全員賛成)
挙手全員でございますので異議なき旨回答することとします。
続きまして議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案第2号 議長
議案第2号 議長 議題とします。事務局は説明をお願いします。
(事務局説明)
ありがとうございました。担当推進委員によります現地調査を行っていま
・ ・ ・
上、父木野地区担当の中岡です。受付番号3-20について報告します。
場所は城江集会所から北東へ50mの付近にあります。調査日時は12月
13番 21日に小川農業委員同行のもと調査しました。調査内容としては譲渡人
「3音 の小坂さんは労力不足のため耕作が困難となっており譲り受け人の前林さ
んは意欲的に営農に取り組んでおられ今回の申請も農業経営の規模拡大を
図るためで問題ないと思われます。
ありがとうございました。続いて豊田さんの案件について横儀推進委員報 議 長
番 ち 告をお願いします。
牧、草木地区担当の横儀です。受付番号3-21について報告します。場
所は油木神石広域農道と中野広域農道の交点付近です。12月23日に圓
7番 道農業委員と豊田耕三さん同行のもと調査しました。この案件は親子間の
生前贈与でございます。何ら問題ないと思われます。ご審議の程よろしく
お願いします。

		ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見ご質問ありました
		らお願いします。
		無いようですので採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可
		することに賛成の農業委員の挙手をお願いします。
		(全員賛成)
		挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
=======================================	=¥ =	続きまして議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を
議案第3号	議長	議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		ありがとうございました。担当推進員による現地調査を行っています。伊
	議長	勢村農業委員から報告をお願いします。
		4-11について報告をします。坂本推進委員が体調不良のため欠席でご
		ざいますので代わって説明させて頂きます。12月19日に私と坂本推進
		 委員と二人で現地を見させて頂きました。航空写真にありますように大変
		 いびつな形でこれが5枚でしたのでこれを2枚にということで2mのかさ
	_	 上げということの申請が出ております。場所は相渡に神龍駐在所というの
	13番	があるんですがそこから西に約300mのところへあります。航空写真を
		見られても現況写真を見られても分かると思うのですが少しいびつな形な
		のでこのまま2枚にされて済むのかなという感じは受けたのですが申請が
		2枚にしたいということでございますのでいいのではないかと思います。
		他に問題は無さそうなのでよろしくお願いします。
		ありがとうございました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。
		無いようでございますので採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可
		することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。
		(全員賛成)
		挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	続きまして報告第1号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置につ
11.0.33 1 3	或以	いて」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。
	議	2件とも中岡推進委員からの報告をお願います。
		受付番号7-9、7-10について報告します。場所は7-9はコーシン
		オートから東へ20mほどの所へあります。7-10は宗兼集会所から南
		へ100mほどの所へあります。12月21日に小川農業委員同行のもと
	13番	 調査しました。調査内容としまして事業者はKDD 株式会社で電気通信
		事業法に基づく認定事業者です。事業の内容は携帯電話基地局建設のため
		で地上高7-9は14.9m、7-10は25mのコンクリート柱を設置
		するものです。設置予定の農地は現在作付されておらず周辺農地への影響
		フ ひ ひ・ノ く り 。 以 E J /L v / 反 心 いり / I I I I I I C / 1 (C (0) フ タ 川 / 区 反 心 へり / 分 / 首

		もないものと思われ農地への所有者への承諾も得ているので問題ないと思	
		りかけることは、これが、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには	
		説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。	
	議長	無いようですのでこの件につきましては報告事項でございますので申請通	
	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	がありてすめてこの作にりとなりでは報告事項でことがあすめて中間と りとさせて頂きます。	
		がこととで頂きなす。 続きまして「報告第2号「農地改良届出について」を議題とします。説明	
報告第2号	議長	- 桃さなして「報告名とら「展地域及畑山について」と議處としより。 ���	
		(事務局説明)	
		ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。	
	議長	ありがとうとされなりた。担当推進安良による坑地調査を行うていなす。 江草推進委員お願いします。	
	1 1 II	時安、坂瀬川地区担当の江草です。12月22日に立原農業委員と合同会	
	11番	社向牧場の向靖弘さん立会いのもと調査しました。変更事項も問題ありま はんずした N.L. ずき	
	=+ =	せんでした。以上です。	
	議長	ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。	
	13番	田に牧草を付けるという事で畑にするということでよろしいでしょうか。	
	_	それとも田は田のままでしょうか?	
	11番	牧草になるので畑になるということです。	
	10番	傾斜をつけて1枚にしてということです。	
	13番	畑地化にすると補助金が反当10万円くらい出ると思うのですがそれを利	
		用されるのかなと思って。	
		中山間直接支払の対象地にはなっているのですが江草さんが言われている	
		お金がもらえなくなるというのは中山間事業の対象農地になっていた田ん	
		ぼなんですがそれについては外す手続きが済まされておるということで今	
	10番	回3枚田んぼがあるんですけれどもここ数年飼料稲を作付されていたので	
		すが非常に水がたまりやすくて抜けにくいということで数年まともに収穫	
		ができなかった田んぼなんですけどこの3枚高さが5mくらいあるのです	
		がその土を動かして斜めの牧草地にしたいという申請を出されています。	
		田だったら水平じゃないですか、斜めにするというのは畑地化ということ	
	13番	なら地目変更ということなんですけど改良すると反当10万円くらい補助	
		金がもらえるはずなんですけどそういうのは使わないのかなと。	
	1 0番	今回ですね、向さんが業者を頼まずに全て自分で施行するということでそ	
		の補助事業は業者を頼まないとできない事業だと思うのですが。	
	議長	他にございませんか?	
		無いようですので届け出でございますのでその通りとさせて頂きます。	
#### O D	議長	続きまして報告第3号「農地法第3条の規定による許可処分の取消しにつ	
報告第3号		いて」を議題とします。説明をお願いします。	
		(事務局説明)	
	議長	ありがとうございました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。	
		 無いようですので報告通りとさせて頂きます。	
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。	
<u> </u>			

午後2時13分
以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。
平成31年1月28日
会長
13番伊勢村委員
2番 小川委員